

1 憲法

【出題趣旨】

本問は法の下での平等に関する出題である。

事例作成に当たり参考にしたのは、最高裁2015年3月27日判決の事案である。

平等原則を定めた憲法14条1項についての最高裁の憲法適合性判断の枠組みは「合理性の基準」であるとされ、他の憲法条項についてのそれと異なり、単一の違憲審査基準で判断されると考えられている。そのため、判例の立場に準拠して考察を行おうとすると、分析が平板になり易いといわれることが多い。そこで、平等原則についての違憲審査では、事案ごとの性格や特徴に応じた審査基準の多層化をどう図るかが重要となる。

本問は、そうした問題意識を踏まえた上で、問題文に記された本問事案をかたちづくる事実関係から解答者がどのような判断構造を下敷きとして具体的な憲法判断の道筋を構築するかを見ようとするものである。

【採点基準】

以上の出題趣旨を前提とすれば、採点に当たっての基本的な考え方は、本問の具体的な事実関係にもとづく憲法14条1項適合性判断を行うことができているかを見るとともに、そうした判断の背後に解答者が上記の意味での何らかの多層的な判断構造を下敷きに持っていることが窺えるかをも見るというものである。

これを採点項目として示せば、以下の通りとなる。

1 平等原則の一般的な理解	25点
2 憲法14条1項適合性判断の構造理解	40点
3 本問の具体的事実関係に即した当てはめ	35点

なお、問題文が要求する「想定される対立する見解への反論」の有無及び適否は、上記の各採点項目の中に組み込んで採点するものとする。

2 民法

【出題趣旨】

具体的な事例を前提として、物権法、民法総則に関する基本的な理解を問うものである。具体的には、占有権の相続、相続による占有の承継が問題となり、その基本的知識を踏まえながら、各設問に即した検討が必要となる。

[設問1]は、占有権に関する知識を踏まえて、占有回収の訴え(200条1項)の可否とその理由を問うものである。

[設問2]は、相続による占有の承継(187条)、時効取得(162条2項)の可否を問うものである。

【採点基準】

民法について基本的な理解ができているか否かを重視して採点するが、説得的な論述や論理的思考力に裏打ちされた論述に対しては高い評価を与えるものとする。配点及び採点の目安は、以下のとおりとする。【配点合計は100点】

【設問1】配点【40点】

1 設問1は、占有権の基本的な理解を踏まえて、占有回収の訴え(200条1項)により、侵奪された本件絵画の返還を請求できるとの結論と、その理由付け(A死亡による相続と同時に、Aの占有権がBに承継されること(占有権の相続))ができていれば、30点を与える(但し、記載内容の程度、正確性に応じて適宜減点するものとする)。

2 以上に加え、結論と理由付けがしっかりしており、また、論理が明確であるもの、書きぶりの良い答案等については、その内容に応じて10点を上限として加点する。

【設問2】配点【60点】

1 設問2は、Dからの請求に対する反論として、Bが取得時効の成立を主張するに際し、A、Bそれぞれの占有状況(①Aの悪意による自主占有[7年])、②Bの善意による自主占有[11年])を踏まえ、本問のような相続による占有承継の場合にも187条が適用されること、本問へのあてはめ(Bは自己の事實的支配を基礎に自己固有の占有(②)のみを分離して主張することが許されるので、それが善意・無過失の自主占有であるということができれば、11年の占有で取得時効が認められること(162条2項))等が指摘・展開できていれば、50点を与える(但し、記載内容の程度、正確性に応じて適宜減点するものとする)。

2 以上に加え、結論と理由付けがしっかりしており、また、論理が明確であるもの、書きぶりの良い答案、設問1の理由付けとの関連性(占有の二面性等)を意識した答案等については、その内容に応じて10点を上限として加点する。

3 刑法

【出題趣旨】

刑法上の重要論点である不法領得の意思の存否に関する著名な判例である最決昭和55年10月30日刑集34巻5号357頁、及び毀棄罪における損壊の意義に関する著名な判例である最決平成18年1月17日刑集60巻1号29頁を題材として、具体的な事案の検討を通じて、不法領得の意思の意義及び損壊の意義についての理解度を問う問題である。具体的には、自動車の一時使用に関する事案において不法領得の意思が認められるのかという問題及び建物の外観ないし美観を汚損した事案において損壊と認められるかという問題につき、事案を的確に分析して、自説から矛盾なく論じることが求められる。

【採点基準】

刑法についての基本的な理解の有無を重視するほか、論理的な思考に裏付けられた論述に対しては、高評価を与えることとする。

第1 本件自動車に関する行為（配点50点）

1 問題の所在

- ・ 不法領得の意思の問題であることの指摘

2 規範

- ・ 規範を導く理由
- ・ 規範

3 当てはめ

- ・ 着手時に「戻そうと考えていた」ことの指摘
- ・ 本件自動車の高額性、運転時間の長さの指摘

第2 本件トイレに関する行為（配点50点）

1 問題の所在

- ・ 物理的に損壊していない場合に成立するかの指摘

2 規範

- ・ 理由
- ・ 規範

3 あてはめ

- ・ 文字が外観・美観を損なうことの指摘
- ・ 高額のコストによる再塗装が必要であることの指摘

以上